

第9章

フィリピンの農業商業化と土地制度の変化

はじめに

1960年代後半に始まる水稻の高収量新品種普及は、70年代半ばまでに全稲作面積の6割を超え、80年代前半には全体の85%に達した⁽¹⁾。その結果、稲作農業は粗放栽培から集約栽培へと大きく様変わりし、停滞傾向が著しかった稲作生産力が急速に高まった。そうして、78年には戦後歴代政権の悲願であった米の自給が達成され、以後少量ながら輸出余力をもつまでになった。80年代に入るとそれまで食糧作物であったトウモロコシが家畜飼料用として注目される。とくに80年代初頭にハイブリッド種子供給が可能になると、それを使つてのトウモロコシ増産計画が相次いで実施され、商業生産が大いに進んだ⁽²⁾。元来、米の補助食糧、代替食糧でしかなく、すぐれて自給的であったトウモロコシ栽培が、稲栽培の商業化に続いて新たに商業化過程に席卷されていったのである。

このように伝統的食糧農業の商業化が進み栽培が集約化すると、生産を支える諸関係に変化が生じるであろうと想定される。とくにそれまで、最も重要な生産要素であった土地をめぐる諸関係、つまり土地制度のうえに大きな変化が現れてくることが予想される。ところが、農業センサスの全国集計データに関するかぎり、予想に反して自作農率が大幅に増大して小作農率が低下しており⁽³⁾、定額小作制度についての最近の文献調査でも分益小作制の持続性、固執性のためにほとんど変化していない、といわれる⁽⁴⁾。生産力の目覚ま

しい展開と自給的、生存維持的生産から商業的生産への移行が、予想に反して土地制度にさしたる影響も与えていないとすると、商業化の程度が見掛けほどでないか、あるいはその影響を遮る何かが存在するか、さもなくば視点に問題があるか、のいずれかであろう。

本章の目的は、この点を明らかにすることである。そのためには、まず最初に、伝統農業とそれを支える土地制度を確認し、つぎに農業商業化と農地改革の程度、範囲の再吟味、そうして最後に土地保有形態を中心に土地制度の変化の検討を行わなければならない。変化確認のための主要情報源としては、1960年と80年の農業センサスが利用される⁽⁶⁾。前者からは変化の始まる前の状態が確認されるのに対し、後者からは変化した状態の把握が可能であろう。もっとも、これら二つのセンサスは、調査項目や分類概念について必ずしも同一ではないし、同一であっても基準が違ったりする。その意味で、厳密な比較は到底無理であるが、ここで可能と思われる範囲の検討を行ってみよう。

第1節 伝統農業と土地制度

伝統的農業とは、一般に近代的・市場向け農業に対して用いられる概念で、したがって生産目的が生存維持的で、農場規模は家族の生計維持が可能な程度の規模でしかなく、その土地保有としては共同体的所有制、農民的所有制、地主・小作農制がみられる⁽⁶⁾。伝統農業をいかに変容させるかを論じたT・シュルツは、それを「幾世代にもわたり農民が使用してきた生産要素にのみ依拠して行われる農業」と定義している⁽⁷⁾。農民が使用してきた生産要素とは土地と労働であるから、資本をまだ積極的に活用していない農業を意味している、と解釈できよう。フィリピンでは、1960年代までの稲作と70年代までのトウモロコシ栽培が、こうした規定に合致する特徴をもっていた。

1. 伝統農業

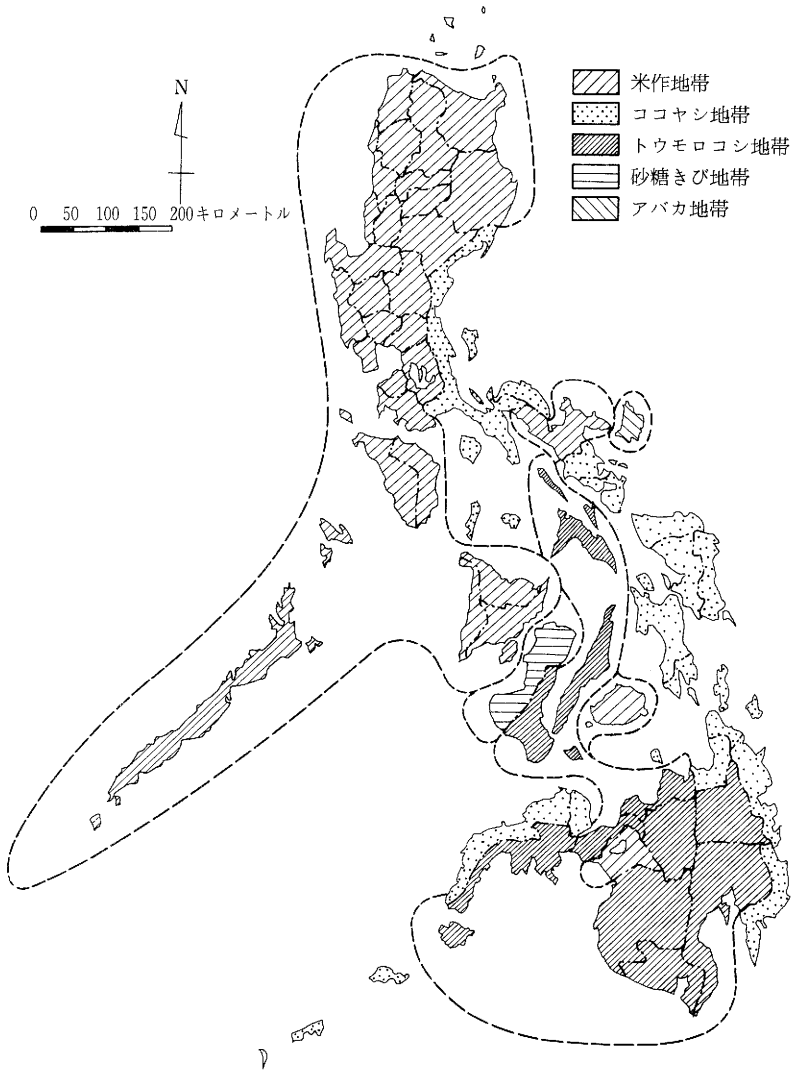
フィリピンの農業は、栽培面積でみるかぎり、米とトウモロコシ、それにココヤシの三つの作物に極端な集中をみせるのが特徴である。1971年センサスの形態別農場面積では⁸⁾、米作農場が266万ヘクタール、トウモロコシ作農場が149万ヘクタール、ココヤシ農場が215万ヘクタールで、これら三つを合わせると、全農場面積の7割から8割、栽培面積では8割から9割を占めて、文字どおり3大作物を構成する。これらに続くのが従来から砂糖きびであり、さらに60年代まではアバカが続いた。しかし、いずれも農場面積は10万ヘクタール台であるから、100万ヘクタール台の3大作物に比べると格段の差がある。したがって、州を単位に農場面積でみた代表作物を求めると、ほとんどの州で代表作物はこれら3大作物のいずれかになる。それでも西ネグロスとカタンドゥアネスの2州だけでは、71年にそれぞれ砂糖きび、アバカが第1位の作物となった。

1971年センサスにより確認できた5大作物の地域分布は第1図に示したとおりである。これから明らかなように、伝統的農業を代表する稲作は主として群島北部と西部に分布し、トウモロコシは中部から南部にかけての地域で広く栽培された。これに対してアメリカ統治下で商品作物として急激に成長したココヤシは、群島の東岸部一帯に栽培地帯がひらける。

1960年代当時、フィリピンの稲作農業は停滞といわれていた。単位面積当たり収量が日本のそれに比べて3分の1ないし4分の1と低く、しかも今世紀初頭から半世紀以上にわたってほとんど変化の兆しをみせなかったからである。

その原因の一つは、徹底した粗放栽培という点にあった。モンスーンによる雨期の到来とともに水牛に犁を引かせて水田を耕し、自家採集した種籾を苗代に播いて苗を育て、それを本田に運んで乱雑に密植した。密植の理由を農民に尋ねると、1枚の水田に1本でも多くの苗を植えるとそれだけ多くの

第1図 フィリピンの主要農業地帯 (1971年)



(出所) 筆者作成。

稲穂を収穫できるから、といわれていた。在来種が分けつが少ない種類であったことによるのか、あるいは密植の雑草防除効果を重視したのであろう。もちろん、化学肥料や農薬を使わないばかりか草取りもしなかった。水田の常湛法は本来地力補強機能ならびに雑草繁茂抑制効果をもっているうえに、刈り跡放牧による家畜排泄物の投下が前者を、密植が後者を補強したと考えられる。登熟した稲穂は脱粒性が高いので小刀か鎌で注意深く刈り取られ、石や木杵に叩きつけたり水牛に踏ませたりして脱穀された。農民はこうして収納を終え、翌年の作期を待った。

このような稲の栽培方法のために、投下労働量は極端に少なかった。日本の稲作では、農業機械化が始まる前の1950年代にヘクタール当たり平均229人・日から256人・日の労働力投入が必要であったのに対して、中部ルソンと南部タガログでの事例調査では60年代にヘクタール当たり60からせいぜい80人・日の投下にすぎなかった⁽⁹⁾。したがって、フィリピンの稲作労働投下量は、日本の3分の1から4分の1にすぎなかった。かなり徹底した粗放栽培といえる。

もちろん、ヘクタール当たり収量も低いわけであるが、単位労働投下量に対する収量では非常に効率のよい農業であった。日本の場合、1950年代の全国平均収量は4.2トンから5.1トンであったから⁽¹⁰⁾、1人・日当たりの生産量は平均19キログラムとなる。これに対して中部ルソンとラグナ州の事例研究では、「緑の革命」が始まる前の66年に60人・日の投入で2.2トンの収穫を得ているから、1人・日当たりの収量は約37キログラムとなり日本の場合を大きく上回ることになる。フィリピンのそれは一事例調査から得たものという意味で正確な比較とはいえないかもしれない。しかし、1960年センサスで確認される水田稲作の平均収量は1.33トンであるから⁽¹¹⁾、それを使っても1人・日当たり22キログラムとなって、依然としてフィリピンの方が高いのである。

E・ポーズラップの土地利用システム・モデルから導かれた一つの命題は、前工業化社会では土地利用の集約化が進むにつれて労働生産性が低下すると

いうことであった⁽¹²⁾。ために単位面積当たりの収量がいくら高くても集約栽培への移行は容易ではない。フィリピンの伝統的稲作も、大雑把ではあるが、労働生産性は一貫して高かったとみてよからう。耕境がまだ広範に残っている場合には、必要な増産は耕地の拡大により確保できるので、土地生産性の引上げはさほど問題にならないのである。1960年代までのフィリピンの稲作は、土地に必要最小限の労働力を投下することにより行われた。増産はもっぱら耕作地の新たな拡大によった。事実、稲作面積は今世紀に入ってから60年まで着実に増え続けたし、生産はそれに見合って増加してきた。

2. 土地制度

19世紀後半以降の本格的な商品生産展開にともない、一部特権階級、商人階級の間で土地の集中・兼併が活発化し、19世紀末までにマニラ湾沿岸部を中心とするルソン島中部・南部、パナイ島南東部、ネグロス島西岸部などで地主的土地所有が広範にみられるようになった。これら地主は土地に対する所有権確立を強く要求するようになるが、それに対して19世紀末のスペイン統治下でまず私的所有権の法形式上の確立が試みられ、20世紀初頭からアメリカ統治下で土地1筆ごとの所有者および土地境界確認による所有権確定事業が進められた⁽¹³⁾。

こうして確定した所有権は、最終的で争う余地はなく、使用、収益、処分
の自由をもつ絶対的所有権となった。それは抵当権設定を容易にして土地の
財産価値を高め、地主の商品生産拡大に大いに貢献したし、対小作関係にお
ける優位を絶対的にした。他方、農民の慣行的占有に対しては、別途、所有
権獲得への道を開いたが、大方の農民はそうした法律の存在すら知らなかつ
たし、知りえて申請しても所有権原を示すのに失敗したり、場合によっては
地主層からあからさまな妨害行為を受けた。かくして、所有権確定事業は地
主階級に多大な利益と隔絶した地位をもたらしたが、農民にとっては土地に
対する慣行的権利を最終的に失う決定的な過程となった⁽¹⁴⁾。

地主的土地所有の展開が著しいフィリピンでは、自分の所有する農地を自家労働力ないし雇用労働により耕作する完全な自作農は、1960年に全農民の45%にすぎなかった(第2表参照)。他の40%の農民は地主から土地を借り入れて耕作する小作農であり、残る15%は一部自作地を所有するものの、それだけでは生計維持あるいは市場向け余剰生産に不十分なために小作地を借り入れている自小作農民であった。つまり、55%の農民はなんらかの形で地主に対し小作料支払いの関係にあったことになる。

これら自作地および小作地の地理的分布を示すために作成したのが、第1表ならびに第2図、第3図である。第1表によると、自作地率⁽¹⁵⁾についてはミンダナオ島からスル諸島にかけての南部フィリピンで66%から73%と高く、ビサヤ諸島からなる中部フィリピンでは51%から59%、ルソン島を中心とする北部フィリピンでは中部ルソン地区の25%からピコール地区の58%となっており、そこに明瞭な南高北低傾向が認められる。第2図によりさらにこれを詳しくみると、ルソン島で自作地率が高いのは北部のコルディレラ山岳地域とそこからピコール半島に続く東海岸地帯であることが分かる。中部フィリピンではサマル、ネグロス、ボホール島とパナイ島西部で自作地率が高い。

小作地についての地域的傾向は、当然、自作地についてみられる傾向の逆になるから北高南低である。第3図に示されるように、小作地面積では北部フィリピンはイロコス地区の24%から中部ルソン地区の61%、中部フィリピンは東ビサヤの21%から西ビサヤの31%に対し、南部フィリピンでは西ミンダナオの16%を最高に中ミンダナオの14%が最低となっている。

地主・小作関係を大別すると、収穫物を一定の比率で分け合う分益小作制と、収穫物から一定量を小作料として納める定額小作制の二つの形態に分かれる。

分益小作制は古くから存在し、現在でも最も広範にみられる小作制度である。一般的には、収穫物は一定経費分を天引きした後に地主・小作間で折半されるが、そのほかにも地主側に有利な55対45から小作側に有利な25対75ま

第1表 広域行政地区別、保有形態別農場面積および構成比(1960年)

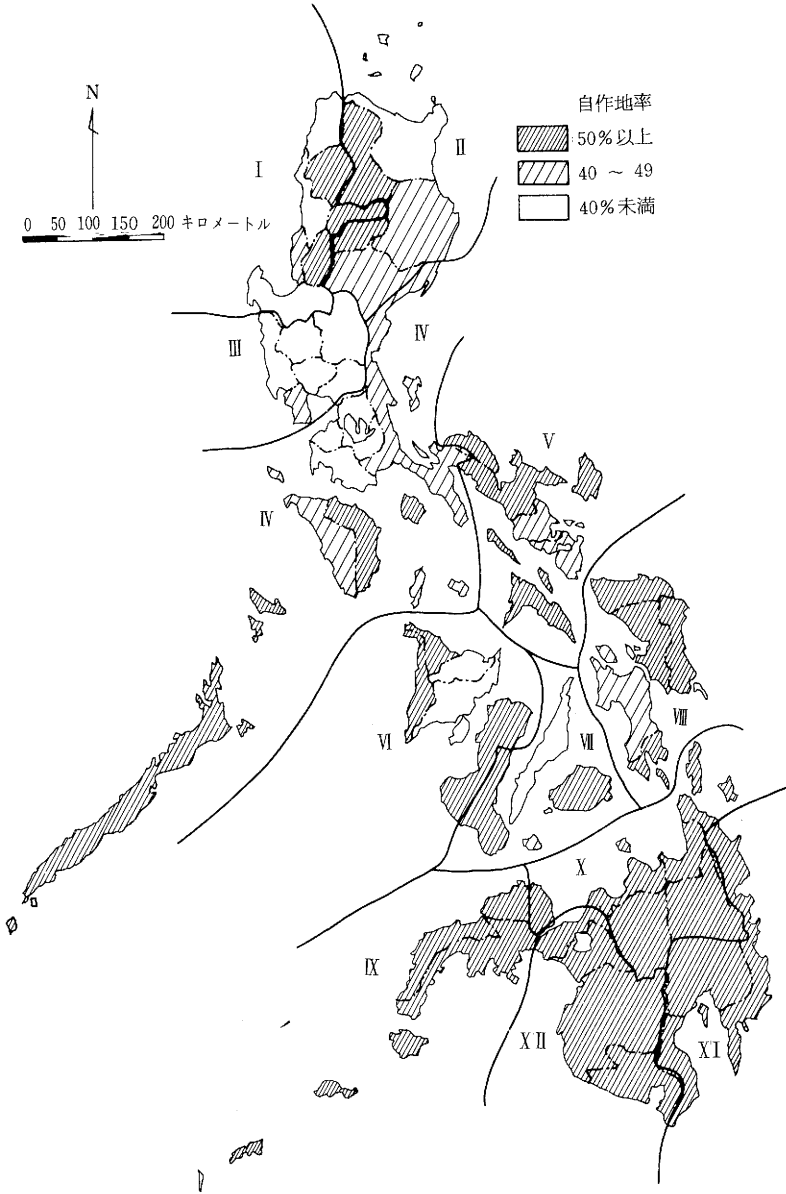
(単位:ヘクタール, かつこ内%)

行政地区	総農場面積	自作地	自小作地	小作地	不法占拠地など
I(イロコス)およびII(カガヤン) ¹⁾	875,413(100.0)	422,932(50.6)	201,217(23.0)	220,496(25.2)	10,071(1.2)
III(中部ルソン)	548,649(100.0)	139,440(25.4)	64,333(11.7)	333,920(60.9)	10,958(2.0)
IV(南部タガログ)	981,412(100.0)	520,806(53.1)	133,049(13.6)	316,228(32.2)	11,254(1.1)
V(ビコール)	834,401(100.0)	484,329(58.1)	111,267(13.3)	234,215(28.1)	4,591(0.6)
VI(西ビサヤ)	813,866(100.0)	447,682(55.0)	97,713(12.0)	255,651(31.4)	11,823(1.5)
VII(中ビサヤ)	456,035(100.0)	234,546(51.4)	103,877(22.8)	113,995(25.0)	3,607(0.8)
VIII(東ビサヤ)	670,353(100.0)	397,916(59.4)	125,580(18.7)	142,371(21.2)	4,486(0.7)
IX(西ミンダナオ)	536,130(100.0)	353,231(65.9)	79,575(14.8)	84,014(15.7)	19,263(3.6)
X(北ミンダナオ)	582,742(100.0)	422,350(72.5)	68,212(11.7)	85,286(14.6)	6,895(1.2)
XI(東ミンダナオ)および XII(中ミンダナオ) ¹⁾	1,474,486(100.0)	1,055,215(71.6)	154,347(10.5)	214,028(14.5)	50,806(3.4)
全 国	7,772,485(100.0)	4,498,585(57.9)	1,139,957(14.7)	2,000,201(25.7)	133,742(1.7)

(注) 1) ルソン島のマウンテン州とミンダナオ島のニタバト州は, 1960年代ならびに70年代に分割され, 現在の広域行政地区のうち前者は第I地区と第II地区, 後者は第XI地区と第XII地区に分かれ含まれるようになった。ために1960年と80年を比較するためにはIとII, XIとXII地区に合わせなくては集計する必要が出た。

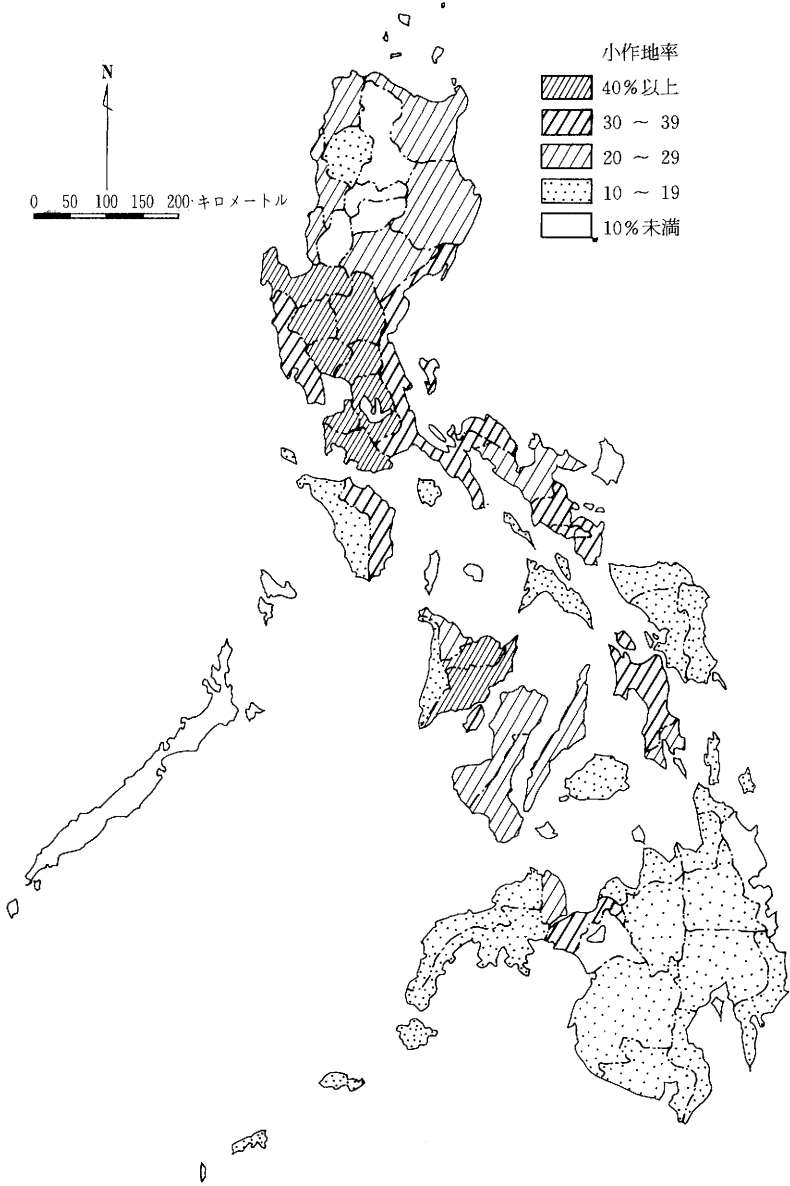
(出所) 1960年農業センサス。

第2図 1960年センサス時の州別自作地率分布



(出所) 1960年センサスより筆者作成。

第3図 1960年の州別小作地率分布



(出所) 第2図に同じ。

でさまざまな比率が存在する。その場合の差異は、地主・小作間の生産のための費用分担方式およびアガッド、ラシオンなど各種農場特典⁽¹⁶⁾の有無と関係していて、安易には有利、不利をいえない。この制度に特徴的なことは、第1に、生産物が一定の比率で分収されるために小作人の増産努力が分益段階で評価されにくいことから、増産のインセンティブに著しく欠けること、第2に、作付け品種から刈取り時期、利用する脱穀機ならびに脱穀場所の指定といった地主の経営介入があるために、小作人の経営主体性が大いに制限されること、第3に、地主による宅地、食糧、信用の供与、医療費、社会活動、子供の教育、就職の世話など、地主・小作関係が生活面にも幅広く及ぶこと⁽¹⁷⁾、第4に、小作人は自発的にもまた地主の要請に対しても無償で労働力を提供することが期待されること⁽¹⁸⁾、第5に、小作契約に期限がなく、半ば永続的であること、最後に、こうした関係は、最低限の生活保障と引き換えに、小作の地主に対する隷属を迫るものであること、などである。

他方、定額小作制は、現金または現物による小作料を支払って一定期間土地の使用を許される取決めで、発生的には18世紀末から20世紀初めにかけてのカソリック教団エステート経営に由来するものと、市場形成の影響を受けて始まった人口希薄な内陸部での米作ハシエンダに由来するものがある⁽¹⁹⁾。前者では、インキリノと呼ばれる商人・借地人が経営能力の不足する教団修道僧から土地を一括して借り受け、農民に又貸しして砂糖きびなどの商品生産を行った。その場合、商人・借地人と農民の間は分益制であったが、地主である教団に対してはカノンと呼ばれる定額小作料が支払われた。後者では、地主がルソン島内陸部などで所有地の開墾、耕作のために小作農民を惹きつけようと低い定額小作料を課したのが始まりである⁽²⁰⁾。しかし、それら米作ハシエンダの定額制は、1920年代ころから労働力不足が緩和されるにつれて次々と分益制に切り替えられたし⁽²¹⁾、教団エステートの多くは今世紀初頭に教団所有地法によって解体され、インキリノも次第に消滅した。もちろん、戦後も定額小作制はみられるが、事例として多くはなかった。この小作制度の特徴は、地主・小作関係が小作料授受だけに限られることと、小作

人の経営主体性、土地保有の安定性、増産へのインセンティブといった点で分益小作制より進んだ制度といわれる⁽²²⁾。

このほかにも、両小作制を併用したもの、親子あるいは親戚間の貸借であるために小作料の支払いがないものなどがみられるが、事例は一段と少なくなる。

1960年センサスによると、小作地の86%が分益小作制であり、7%が定額小作制、残りの7%が地代のいらぬものを含むその他となっている(第6表参照)。1960年代半ばに実施された別の調査でも、地主の81%が分益小作制を採用しており、分益と定額を合わせた混合形態を合わせると96%に達している⁽²³⁾。

伝統的稲作あるいはトウモロコシ栽培では、単位面積当たり収量の比較的安定した品種が淘汰されてきた。収益極大化よりも危険極小化を求める伝統的農民社会では当然の選択である。しかし、耕作面積が通常、家計維持ぎりぎりであるという制約から、ちょっとした収量変動にも家計が大きな影響を受けてきた。その意味から、安定品種を選択した農民の生産はなお安定性を欠くものであった。ために、伝統農業のもとでは定額制より分益小作制が広く普及した、と考えられる。

とすると、19世紀後半からの商品生産展開を契機とする農園労働者、都市住民に対する食糧作物の市場形成は、伝統農業とその生産関係になんの影響ももたらさなかったのかという疑問が出てくるであろう。実は、このような市場形成に反応したのは農民ではなく地主および商人層であった。彼らは、小作料引上げなど貸付け地での小作米徴収量を増やす直接的方法を講じると同時に、未墾地を積極的に貸し付け、開墾・耕作させて小作料徴収増大を図った。商人もまた農民からの余剰米引出しに熱心で、高い利息で現金を貸し付け、返済分を利息と一緒に現物で徴収した。市場に出回った米やトウモロコシは、主に、こうして地主、商人が農民から徴収した生産余剰であった。したがって農民のレベルでは、米もトウモロコシも従来からの方法で、あくまでも自給、生存維持を目的に生産された。地主、商人は、主として耕地の拡

大により生産余剰を増大させ、それを小作料あるいは借金返済分として徴収し市場で商品化した。植民地時代の食糧作物に対する市場形成は、こうして農民の伝統的生産様式を変更するには至らなかった。彼らの生存維持的、自給的生産構造は地主制下で温存され、1960年代まで継続したのである。

第2節 近代化政策と農業変化

戦後の歴代政権が実施した農業政策の中心課題は、最大の産業部門である農業、とくに伝統的食糧生産部門をいかに近代化し生産を増大させるかという点であった。その中心は地主制を修正することにより農民の生産に対する意欲を起こさせること、土地に凍結された資本を工業化のための投資に向けさせること、近代的投入財と機械力を使った土地生産性の高い農業を作り上げること、それにより食糧増産を達成して国内での食糧自給体制を確立することであった。農地制度の改革と革新技術の普及がその要石である。

1. 農地改革

フィリピンの農地改革は、1955年の土地改革法を皮切りに63年の農地改革法、71年の同改正法、72年の小作農解放令、そして88年の包括農地改革法と、法律制定を繰り返しながら実施が続けられてきた。しかし、農地改革が30年以上にわたり反復実施中ということは、改革の実効がほとんどないということを示す以外のなにものでもない。

事実その成果は、自作農創設という改革目標の達成からはほど遠く、まことに不十分、不徹底なものに止まった。1955年法に基づいて政府が地主からの買上げに成功したのは1万8742ヘクタールに止まったし、1963年法のそれは1万1373ヘクタールにすぎなかった⁽²⁴⁾。戒厳令下で実施された1972年法の場合、86年6月末で解放地券作成が18万8531ヘクタール、うち交付済みが1

万3590人の農民に対する2万2187ヘクタール、収用大農園の売却分が1万2459人の農民に対して1万9807ヘクタールであるから、合わせて4万1994ヘクタールとなる⁽²⁵⁾。となると、35年間の成果は合計約7万2109ヘクタールになる。これは米とトウモロコシ栽培農場面積の1.3%にすぎないし、小作地面積のざっと5%程度にしかならない⁽²⁶⁾。したがって、改革はまだこれからであって、引き続き現在もアキノ政権下で包括農地改革が実施中ということになる。

このほか入植事業による成果もある。これについては、上記公式データは7068人の農民に対し3万6392ヘクタールの地券交付を行ったとしている⁽²⁷⁾。

このようにフィリピンの農地改革は、地主所有地の再配分による自作農創設という点から評価すると実効は皆無に等しい。しかし、注目を要するいくつかの「おこぼれ」的影響も見逃してはならない。一つは、分益小作制を定額小作制より後れたものとみる見方の定着である。1963年法以降の農地改革では、小作制度の改革も所有権移転とともに、否それ以上に重要目標とされた。1963年法では分益小作制から定額小作制への転換が所有権移転の前提とされたし、72年の大統領令第2号による全国農地改革地区宣言はそれまで地域を限定して進められてきた分益制から定額制への小作制度転換を一気に全国に広げることを目的にしたものであり、72年の小作農解放令(大統領令第27号)では7ヘクタール以下の地主所有地における定額小作制転換事業が推進された。こうした小作制度転換事業の成果にも注目しなければならない。農地改革省の発表した公式データによると、86年6月末現在の成果は、53万9758人の農民が耕作する56万7078ヘクタールの土地に対して72万7849の定額小作契約を地主との間で結ぶのに成功した、ということである⁽²⁸⁾。

また、地主の農民支配の弛緩という点も指摘できる。分益小作制のもとで地主は、水利・脱穀統制と信用貸付けを軸に、小作人の経営を支配するだけでなく、生活全般にわたる大きな影響力を保持してきた。数百ヘクタールあるいは1000ヘクタール以上の大地主になると、何百人、何千人という小作人と対峙しながら農園内の秩序を維持するために私兵集団に頼らなければなら

なかった。これら地主は、とくに1970年代の戒厳令下で雇入れ私兵の武装解除にあい、権力の物的基盤の一つを失った。当時、地主の多くが農地改革への抵抗手段として水利や脱穀統制の停止を行ったが、小作人は政府の低利融資を利用して灌漑ポンプを購入して自衛したし、脱穀拒否に対しては機械脱穀請負業者あるいは手脱穀への依存を高めることにより対処した。その結果、地主側の抵抗は思惑どおりの効果をもたず、かえって小作人の経営主体性回復の機会を提供することになった。以後地主は、かつての支配体制復活の機会を失ったまま今日に至っている⁽²⁹⁾。

2. 技術革新の普及

戦前からの稲作農業における土地生産性の停滞と戦後の耕境の急速な縮小は、急激な人口増加と相俟って年を追うごとに食糧問題を深刻化させた。それに対処すべく政府は、1950年代から労働集約的改良農法の普及、選抜・導入による品種改良、灌漑面積の拡大などを試みた。しかし、いずれも速効性に乏しく、目立った事態の改善がなかった。政府は58年に米・トウモロコシ増産法⁽³⁰⁾を発表するが、ここで初めて高収量種子の育種、化学肥料の増投、農薬使用を重要戦略とする食糧増産自給化計画を打ち出したのである。植物産業局は60年代初めに早くも、草型半矮性で窒素肥料反応の比較的高い、新しい型の種子BPI-76の開発に成功⁽³¹⁾、60年代半ばには国際稲研究所がIR-8、フィリピン大学農学部がC-18、C-4など一段と肥効性の高い、しかも非感光性の新型品種の育種に成功した⁽³²⁾。

これら新型種子は、灌漑のある水田で肥料、農薬を十分に施与すれば画期的な高収量をあげうるし、トラクターなど農業機械を利用して農作業時間を短縮すれば、1年に2ないし3回の収穫も可能であった。機械化した集約栽培を可能にするという意味で、近代種子とも呼ばれた。政府は翌1967年から、この近代種子と投入財の使用ならびにそれらを購入するための融資をセットにして、一連の食糧自給化計画のなかで積極的技術普及に乗り出した。73年

に始まるマサガナ99計画は、融資規模、受益農民数の点からみてその代表的計画であった⁽³³⁾。

技術普及は順調に進んだ。新型種子の普及は1970年度には稲作面積の5割に達し、80年度に78%、88年度には87%となっている⁽³⁴⁾。それとともに生産は大幅に伸び、77年には同年代前半に年平均37万トンに達していた米の輸入が不要となった。以後82年までの6年間に、50万トン余りの粳米輸出を記録したほどである。ところが、この輸出は政府の買上げ価格と輸出価格が逆ざやで、国家財政に大きな赤字をもたらした。

トウモロコシ栽培の近代化は1980年代に入ってから増産計画のもとで目下進行中である。米輸出のデメリットが明確となった段階で政府は、「食糧と栄養」計画を打ち出し⁽³⁵⁾、食糧農業の多角化を強調した。その場合、とくに畜産振興との関連で大きく注目されるようになったのがトウモロコシである。それは、中・南部フィリピンに住む人々の重要な食糧であるし、コーンスターチ、シロップ、植物油など工業用原料でもあり、同時に飼料穀物として飼料産業から畜産業、食肉加工業と幅広く関連する。80年代に入って政府は、マイサガナ計画（81年）と黄色トウモロコシ生産拡大助成計画（84年）という二つのトウモロコシ増産計画を実施した⁽³⁶⁾。増産対象はいずれも飼料用の黄色フリント種で、増産の戦略は米の場合と同様に種子、投入財、それに融資の3要素からなる革新技術普及であった。種子として奨励されるのは複交雑法による雑種種子のハイブリッドで、その供給はパイオニア、カーギル、サンミゲルなど世界的種苗産業、国内大手企業に依存する。投入財の中心は化学肥料と農薬で、かなり大量の投与が奨励されている。そうした種子、投入財購入のために無担保の低利融資が貸し与えられる。稲作の近代化がルソン島を中心に北部フィリピンで進んだのに対し、トウモロコシ栽培のそれはミンダナオ島をはじめ中・南部フィリピンで期待されている。

3. 食糧農業の近代化

一般に、与えられた環境と資源を最大限活用し、基本的に生産者自らの生計確保手段として営まれる伝統的農業が、科学的知識と非農業部門から供給される農業投入財に依存する、著しく商業化された農業に変化する過程を、農業の近代化と呼ぶ⁽³⁷⁾。こうした農業の変化は、フィリピンでは輸出商品作物の場合両大戦間期、食糧作物の場合戦後もとくに1960年代後半以降であった。

商品作物部門の近代化は、内外投資家によるプランテーション投資の形で、1920年代に華々しく進んだ。アメリカ人ならびにフィリピン人による砂糖きび農園、アメリカ人によるパイナップル、ゴム農園、日本人によるアバカ農園投資がそれである。これら農園では労働者を雇い入れ、各種農業機械、化学肥料・農薬を使って商品作物を大規模に栽培し、農園内に設置された近代的加工工場もしくは施設で加工して、世界市場向けに輸出した。こうした農園経営は、元々カリブ海地域を中心に中南米で成立した農業形態であるが⁽³⁸⁾、この時期に新たにフィリピンに持ち込まれ飛び地的に成立したものであった。

これに対して食糧作物部門の近代化は、革新技術の農民への普及という政策的介入をきっかけとして、現在進行中である。稲作については1960年代の新型種子、トウモロコシの場合80年代初めのハイブリッド種子の出現に始まった。これを契機に種子が個別経営外で生産され、農民がこれを購入して植え付けるようになった。80年の稲の種子栽培面積は7794ヘクタール、生産量は3万1000トンから3万4000トン程度であった⁽³⁹⁾。70年代に入って稲作における化学肥料の消費量が大幅に増大した。88年現在、化学肥料を使用した水田は243万ヘクタール、これは全収穫面積の72%に相当し、そこでの肥料投入量はヘクタール当たり平均183キログラムに達している⁽⁴⁰⁾。また、トラクターをはじめ脱穀機、籾摺機、乾燥機など機械と設備が普及した⁽⁴¹⁾。とくに

耕耘用機械の浸透が目覚ましい。その結果、従来から農耕における唯一の牽引動力で耕作面積拡大の規定要因であった水牛の頭数が、73年の490万頭をピークに減り始め、80年代半ばまでには約200万頭減って298万頭となっている⁽⁴²⁾。トウモロコシについても非常によく似た展開がみられる。とくに南コタバト州などの先進的栽培地帯では、仲買商人、高利貸しによる契約栽培が広がって、農民は彼らからの指示に従いハイブリッド種子を植え付け、大量の肥料・農薬を投与している。

第3節 土地制度の地域変化

これまでにみてきたような農業変化が、土地制度になんの影響も及ぼさないと考えられない。つぎにこの点の検討に入るわけであるが、その場合、注目するのは土地制度全般ではなく、利用可能なデータとの関連で、主として土地保有形態と小作形態に限ることとする。

1. 土地保有形態別構成と変化

1960年のセンサスにおける農場の規定は「作物栽培に使用される1000平方メートル以上の土地、または20頭以上の家畜もしくは100羽以上の家禽飼育に用いられるなんらかの土地」とされ⁽⁴³⁾、同年に216万6216農場を数えた。センサスでは、それら農場の土地保有形態は次の五つに分類される。自作農 (full owner)、自小作農 (part owner)、小作農 (tenant)、農場支配人 (manager)、不法土地占拠者 (other form of tenure) である。ここで農場支配人とは、「大規模農場 (10ヘクタール以上) で日々の運営・管理責任をもち、そのサービスに対して賃金、給与、または収穫からの分け前を支払われている人」とされる⁽⁴⁴⁾。となると、農場支配人とは農場の所有者によって雇われて運営・管理作業に従事しているだけであって、農場の保有形態を代表するものと考え

第2表 土地保有形態別農場数，農場面積，1農場当たり面積(1960年)

土地保有形態	農 場 数		農 場 面 積		1農場当り 面積(ヘクタール)
	実数(人)	割合(%)	実数(ヘクタール)	割合(%)	
自作農	970,212	44.9	4,498,585	57.9	4.63
自小作農	310,944	14.4	1,139,957	14.7	3.66
小作農	864,538	39.9	2,000,201	25.7	2.31
分益	756,273	34.9	1,711,940	22.0	2.26
定額	48,344	2.2	139,595	1.8	2.89
その他	59,921	2.8	148,666	1.9	2.48
不法占拠者	20,522	0.9	133,742	1.7	6.51
全 国	2,166,216	100.0	7,772,485	100.0	3.59

(出所) 1960年農業センサスより集計。

のは難しい。保有形態としては、自作農のカテゴリーに入れるのが妥当と思われる。

第2表は、土地保有形態別にみた農場数および農場面積の構成を示したものである。面積でみると、777万ヘクタールの農地のうち自作農場が最大で58%、つづいて小作農場が26%、自小作農場が15%、このほか不法占拠者の農場2%となっている。もちろん、同表の自作農場にはセンサスでいう農場支配人の保有地が含まれているが、自作農場は全体の約6割と圧倒的な比重を占める。自小作農場については正確にどの程度まで自作地であり小作地であるのか不明であるが、実態調査などの経験からみて、多くの場合小作地の割合が圧倒的に大きい小自作であるとみられる。とすると、1960年当時のフィリピンでは、自作地が60%強、小作地が40%弱という構成であったとみることができるであろう。これを農場数でみると、自作農が45%、自小作農14%、小作農40%、その他1%の構成となっている。ということは、フィリピンの農業では自小作農と小作農を合わせると全体の半数以上の農民が地主に対して小作料を支払う関係にあり、地主・小作関係が農村の基本的生産関係であることを示しているといえよう。その地主・小作関係は、先に指摘したよう

に分益小作制が中心であった。

つぎに、1980年センサスによって現状がどうなっているかを見てみよう。同センサスにおける土地保有形態は、大きく所有地(owned)、借入れ地(rented or leased)、その他(other forms)の三つに分類され、さらに各々が二つずつに分かれて、つごう六つに分類される。自作地(fully owned)、準自作地(ownerlike possession)、分益小作地(for share)、定額小作地(for fixed amount of money/produce)、無地代地(rent free)、不法占拠地など(squatter etc.)がそれである。

ここで二つの点について言及しておかなければならない。一つは準自作地(あるいは準自作農)という用語である。これは従来のセンサスにはなかった新しい概念で、「所有タイトルはないが、あたかも所有者であるかのごとく利用できる、という条件のもとで保有されている土地」とされ⁴⁵⁾、内容的には、相続権をもつものが保有する農地(held under heirship)、土地移転証書の保有者が保有する農地(held under CLT)、その他の農地(others)が含まれる。

第3表 土地保有形態別農場数、農場面積、1農場当たり面積(1980年)

土地保有形態別	農 場 数		農 場 面 積		1農場当 たり面積 (ヘクタール)
	実 数(人)	割合(%)	実数(ヘクタール)	割合(%)	
自 作 農	2,039,230	50.2	5,947,045	61.2	2.92
準 自 作 農	521,097	12.8	1,094,011	11.2	2.10
小 作 農	1,439,149	35.4	2,545,965	26.2	1.77
分 益	1,105,182	27.2	1,995,991	20.5	1.81
定 額	212,136	5.2	415,629	4.3	1.96
そ の 他	121,831	3.0	134,345	1.4	1.10
不法土地占拠者	63,821	1.6	138,097	1.4	2.16
全 国	4,063,297 ¹⁾	100.0	9,725,150	100.0	2.39

(注) 1) センサスの中では、全国農場数が3,440,745となっているが、それは合計と一致しない。ここでは各保有形態の合計を農場数とした。

(出所) National Census and Statistics Office (NCSO), 1980 Census of Agriculture, National Summary (Vol. II, Final Report), マニラ, 1986年。

もう一つの異同は、無地代地の分類である。1980年センサスでは地代が支払われていない土地は小作地とは別にその他として取り扱われているが、それには土地貸借が親子間であるといった理由があるのが普通で、別扱いする積極的理由は認められない。したがって、ここでは比較を容易にするために、無地代地は従来のセンサスにならって小作地に分類することにする。

1980年の土地保有形態別農民数、農場面積を示したのが第3表である。最初に自作地についてみると、80年現在595万ヘクタールで全農場面積の61%を占める。60年の数値と比べると、面積で145万ヘクタール、構成比で3%の増加である。農場数でみても、97万から204万へと2倍以上の増加がみられ、構成比は45%から50%へ増大している。このほか準自作地が109万ヘクタールあって全体の11%を占める。このうちCLT保有地23万ヘクタールはほとんどが現在でも地価償還中であって厳密には自作地とはいえないが、その点を譲って準小作地を全部自作地に加えると、80年現在の自作地は704万ヘクタールで全農場面積の72%、農場数は256万で全体の63%に相当することになる。

これに対して小作地の方は、1980年センサス時に254万5965ヘクタールで、全農場面積の26%に相当した。60年センサス時と比べて面積で55万ヘクタール、構成比で0.5%の微増である。農場数では76万から144万へと2倍弱に増加したが、割合では40%から35%へと低下している。

このようにみえてくると、1960年と80年の両センサス期間に自作地と小作地はともに増加したが、自作地の拡大の方が一段と大きかったために、全体の構成比では自作地率ならびに自作農率が大きく増え、小作地率、小作農率ともに5割を大きく割る結果になった。そのかぎりでは、農村の基本的生産関係は、かつてのように分益小作制を軸とする地主・小作関係である、とはいえなくなったわけである。

2. 地域変化

農業の近代化、商業化が激しく進んだその時期に、自作農場が大幅に増大

して小作農場が相対的に比重を減じた事態は、どう説明されるであろうか。それを解く鍵は恐らく地域分析にある。というのは、全国レベルでの分析は、さまざまな地域での変化が相殺され、その結果が平均として示されるにすぎないからである。そこでつぎに地域別、州別の分析に入ろう。

まず、総農場面積ならびに保有形態別農場面積の変化からみていこう。第4表によると、1960年から80年の20年間に、農場面積は777万から972万ヘクタールへと約195万ヘクタールの増加をみた。25%の増加率になる。これを土地保有形態別にみると、自作地が145万ヘクタール、小作地55万ヘクタール、不法占拠地などが4355ヘクタール増えたのに対し、自小作／準自作地が4万6000ヘクタール減少している⁽⁴⁶⁾。

第4表で注目されるのは、まず第1に、中部ルソンと西ビサヤ地区である。両地区とも稲作と砂糖きび栽培が卓越する中心的農業地帯で、戦前から農業問題の焦点となってきた。この2地区が全国で唯一の農場面積および小作地面積の減少地域となっているからである。ともに5万ヘクタール弱の農地をこの20年間に失っているが、これはきわめて珍しいケースである。自作地についてみると、西ビサヤはここでもまた全国12行政地区のうち唯一の減少地域であるが、中部ルソンの方は微増に止まっている。小作地はともに減少しているが、とくに中部ルソンでは12万ヘクタールもの大幅減少をみた。考える原因としては、地主がマルコス政権下の農地改革を回避するために農地の地目変更を行ったこと、農地改革によりCLT保有地が広範に及んだこと、1970年代後半から極度の不振を続けてきた砂糖きび農園での地目変更あるいは休耕地増大、などが挙げられる。

第2に、西ミンダナオ、北ミンダナオ、東および中ミンダナオ地区における農場面積の著しい増大である。これら4地区の増加面積は合計115万ヘクタールで、フィリピン全体の農場増加面積の6割弱を占める。ここでは自作地も大幅に拡大したが、小作地がそれ以上に速いペースで増えている。これは恐らく、内外の大企業による農園開発と政府が推進した開拓入植によるものであろう。

第4表 1960～80年の20年間に於ける地区別、保有形態別農場面積の増減

行政地区別	総面積		自作地		準自作地 ²⁾		小作地		不占拠地など	
	面積 (ヘクタール)	増減率 (%)	面積 (ヘクタール)	増減率 (%)	面積 (ヘクタール)	増減率 (%)	面積 (ヘクタール)	増減率 (%)	面積 (ヘクタール)	増減率 (%)
I および II ¹⁾	194,492	22.2	194,290	43.9	-83,724	-41.6	80,600	36.6	4,024	40.0
III	-46,725	-8.5	11,907	8.5	62,125	96.6	-115,299	-34.5	-7,460	-68.1
IV	289,851	29.5	217,398	41.7	-37,851	-28.4	113,268	35.8	-2,889	-25.7
V	208,060	24.9	83,441	17.2	10,767	9.7	110,768	47.3	2,989	65.1
VI	-47,370	-5.8	-12,664	-2.8	-4,112	-4.2	-38,570	-15.1	8,973	75.9
VII	128,153	28.1	131,545	56.1	-26,365	-25.4	21,137	18.5	1,847	51.2
VIII	76,164	11.4	70,797	17.8	-53,895	-42.9	62,619	44.0	-3,357	-74.8
IX	266,513	49.7	180,435	51.1	22,743	28.6	58,053	69.1	5,330	27.7
X	383,099	65.7	223,732	53.0	43,437	63.7	109,195	128.0	6,733	97.7
XI および XII ¹⁾	499,424	33.9	347,715	33.0	19,562	12.7	143,994	67.3	-11,848	-23.3
全 国 ³⁾	1,952,665	25.1	1,448,460	32.2	-45,946	-4.0	545,764	27.3	4,355	3.3

(注) 1) 第1表の注1)に同じ。

2) 準自作地は1960年センサスにはない概念で、厳密には増減を確定できないが、ここでは一応1960年センサスの自小作地と対比しての増減を集計した。

3) 全国の行の数値と行政地区の合計数値は少く異なっていて台致しない。しかしその差が決定的とは思われないので、この行にはセンサス数値をそのまま記入した。

(出所) Bureau of Census and Statistics (BCS), *Census of the Philippines 1960, Agriculture* (Vol. II, Summary Report), マニラ, 1965年; NCSO, *1980 Census of Agriculture, National Summary* (Vol. II, Final Report), マニラ, 1986年。

第3に、イロコスおよびカガヤン、南部タガログ、ピコール、中ビサヤである。これらの地区では、ミンダナオについて農場面積の増加が大きく、自作地、小作地ともに大幅な増大をみた。

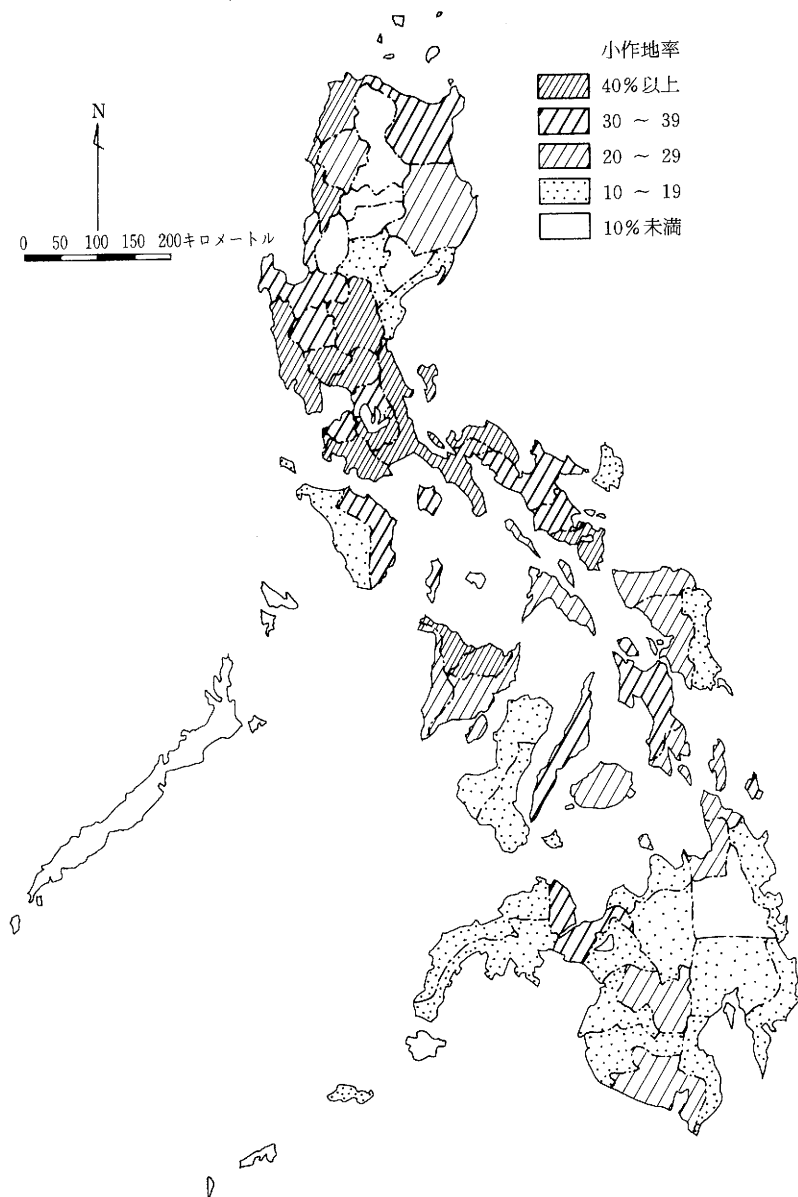
第4に、東ビサヤである。同地区では農場面積ならびに自作地の伸びが鈍かったが、小作地だけが大幅拡大をみた。

第4図は1980年の州別小作地率の分布である。これを先の第3図と比較すると、一方で、中部ルソン、南部ルソン、西ビサヤといった従来小作地率の高かった地域で小作地率が低下する傾向がはっきりと読み取れるが、他方で北部ルソン島のイロコスからカガヤン地方、ルソン島東岸のケソン州からピコール地方、東ビサヤ、ミンダナオ地方では小作地率が増大していることが分かる。

このようにみえてくると、1960年から80年にかけての20年間における土地保有形態別構成の変化は、全国レベルの検討から得られたような緩慢なものではなく、相当にダイナミックなものであったことがうかがえる。農場面積については、全土でかなり積極的な拡大がみられた。その中心はミンダナオ地域であったが、同時にルソン島北部、東南部など島の縁辺部での動きも見逃してはならない。こうした積極的な農地拡大のなかで、自作地も増えたが、それはミンダナオ地区よりもルソン島とその周辺であったようである。ここでとくに注目しなければならないのは小作地についての動向であろう。小作地は確かに自作地ほど増えなかった。しかし、その動きは決して微動ではなく、むしろ激動であったと理解するべきであろう。なぜなら、小作地については一方で大幅に減少した地域があると同時に、他方でそれがどんどん拡大を続けている地域が存在するという、相反する二つの動きがみられるからである。なぜこうしたことが起こるかが追求されなければならないが、それは別稿に譲るとしても、地域的傾向だけはここでさらに突っ込んで吟味しておく必要がある。

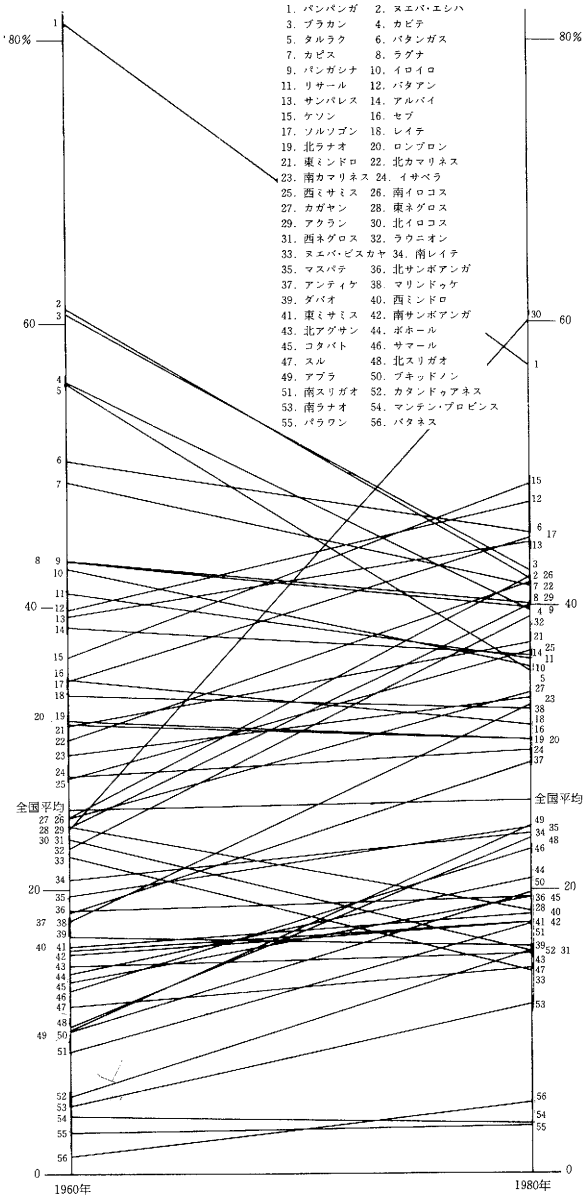
最初に、1960年から80年にかけて州別に小作地率がどう変化したかを検討しよう。第5図は1960年の56州を基準に20年間の小作地率の変化を示したも

第4図 1980年の州別小作地率分布



(出所) 1980年農業センサスに基づき筆者作成。

第5図 州別小作地率の変化 (1960~80年)



(出所) 1960年および80年センサスより計算作成。

のである。ここから読み取れる傾向は、小作地率が高かった州では同率の低下傾向を示し、低かった州では上昇傾向を示す、という点である。たとえば、小作地率40%以上の州では例外なくかなり大幅に比率が下降したが、それ以下の州では上昇傾向が圧倒的に強いという点が認められる。この高小作地率の州が、第1節で指摘したように、ルソン島中部、南部諸州とパナイ、セブ、レイテなどビサヤ諸島の諸州である。

この相反する二つの傾向の地理的位置をもっと正確に把握するために作成したのが、第5表である。同表は自作地と小作地の構成比増減率別に州の分布を示したものである。フィリピン全体の自作地率の増加は3.3%、小作地率では0.5%の増加でしかなかったが、州レベルまで下りると第5表が示すようにプラス・マイナス20%以上の大きな変動までみられることが分かる。ここで±1.0%は変動なしとみると、自作地率については31州で増大、20州で減少、5州で変化なしとなり、小作地率については33州で増大、16州で減少、7州で変動がなかったことになる。これを地域的にみると、自作地率はミンダナオよりもルソン島北部、中部、南部タガログ地域の諸州で増加したこと、小作地率は中部および南部ルソンの各4州、西ビサヤの3州では大幅に減少がみられたが、それを除くとほとんど全国で逆に増加していることである。

第5表を図示したものが第6図である。ここから明らかなように、小作地は、1960年までにすでに広範な広がりをもっていた地域ではその後の20年間に減少したが、中心的農業地帯周辺部の開拓前線といわれた地域では逆にどんどんと拡大した、とみることができよう。

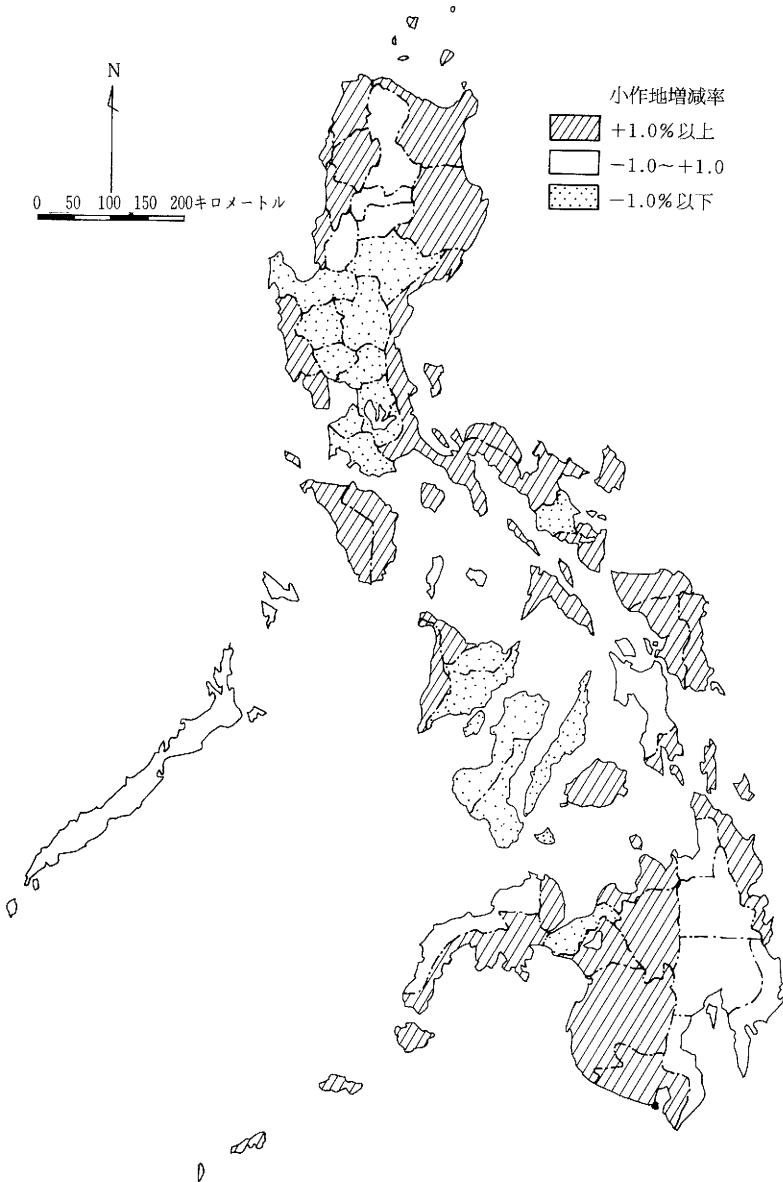
このように小作地自体が地域的に大きく動いているが、となると小作制度のうえにもかなりの変化があったと想定される。小作形態としては、前述のように、分益小作制、定額小作制、それに地代のいらぬものを含むその他の3形態に分けることができる。第6表は、小作地を100とした場合の3形態の構成比を広域行政区域別に示したものである。同表によると、1960年当時、分益小作が86%、定額小作7%、その他7%となり、圧倒的比重は分益小作制によって占められていた。しかも、この構成比には地域差が少なく、分益

第5表 広域行政地区別、保有形態別、構成比増減率別州分布(1960～80年)

自・小 作地	増減率	広域行政地区別										合計											
		IおよびII	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XIおよびXII												
自作地	20.0%以上	1	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	
	10.0～19.9	2	2	1	—	1	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	
	1.1～9.9	5	2	4	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16	
小作地	+1.0～-1.0	—	1	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	5
	-1.1～-9.9	1	—	3	4	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	15
	-10.0～19.9	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
	-20.0%以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		10	6	10	6	5	3	3	3	5	3	3	3	3	5	5	5	5	5	5	5	56	
小作地	20.0%以上	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	10.0～19.9	3	—	2	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	
	1.1～9.9	3	2	2	3	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22	
	+1.0～-1.0	1	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	
小作地	-1.1～-9.9	1	—	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	
	-10.0～19.9	1	2	2	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	
	-20.0%以下	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
	合計	10	6	10	6	5	3	3	3	5	3	3	3	3	5	5	5	5	5	5	5	56	

(出所) 1960年および1980年農業センサス。

第6図 1960～80年の州別小作地増減率分布



(出所) 1960年、1980年農業センサスに基づき筆者作成。

第6表 広域行政地区別、小作形態別構成比（1960年および80年）

（％）

広域行政 地区別	1960年				1980年			
	小作地全体	分益	定額	その他	小作地全体	分益	定額	その他
IおよびII	100.0	90.6	5.7	3.7	100.0	76.3	20.3	3.3
III	100.0	88.5	9.0	2.5	100.0	48.3	48.5	3.2
IV	100.0	86.6	6.8	6.6	100.0	89.8	6.7	4.5
V	100.0	80.2	8.7	11.1	100.0	87.7	7.3	5.0
VI	100.0	83.7	10.1	6.2	100.0	57.7	36.6	5.7
VII	100.0	90.7	1.7	7.6	100.0	85.2	7.0	7.8
VIII	100.0	82.6	5.9	11.5	100.0	91.6	6.0	2.4
IX	100.0	84.5	4.6	10.9	100.0	83.3	6.7	10.0
X	100.0	86.4	4.9	8.7	100.0	79.7	13.5	6.8
XIおよびXII	100.0	81.8	5.4	12.8	100.0	75.6	16.0	8.3
合計	100.0	85.6	7.0	7.4	100.0	78.4	16.3	5.3

（出所） 1960年および1980年農業センサス。

形態では最低が中央ミンダナオの79％，最高がカガヤンの91％であり，定額形態では中ビサヤの2％から西ビサヤの10％，その他は中部ルソンの3％から東および中ミンダナオの13％の間に分布した。

ところが，小作地における分益小作地の比重は1960年から80年までの20年間に86％から78％へと8ポイント低下した。それに対して定額小作地の方は，同じ20年間に7％から16％へと9ポイントの上昇をみた。無地代などその他の小作地は当然ながら比重を低下させている。これを地区別にみると，中部ルソンでは89％から48％，西ビサヤでは84％から58％，イロコスおよびカガヤンでは91％から76％へと分益小作地率の激減をみたが，南タガログ，ピコール，東ビサヤでは逆に分益小作地率が数ポイント上昇している。他方，定額小作地率については，分益小作地率が減少した中部ルソン，西ビサヤ，イロコスおよびカガヤンで大幅に上昇し，北・東・中ミンダナオでも10ポイント前後増えている。このようにみえてくると，小作制度については，一つには分益制から定額制への転換がかつての高小作地率地帯で進んだこと，それ以外

の地域ではむしろ分益小作地率が増える傾向にあり、国内の地域差がますます大きく開いてきたこと、が確認できる。

むすびにかえて

以上の検討から明らかになったことを要約すると次のとおりである。

(1) フィリピンの伝統的農業は、1960年代以降、農地改革、革新技術普及など政府の政策的介入を契機に、それまでの粗放栽培から近代的投入財、機械力に依存した集約栽培に大きく転換し、商業化を大いに進めた。その結果、農業を支える諸制度に大きな変化が予想されるが、土地保有形態、小作形態に関する全国レベルの数値でみるかぎり、注目すべき顕著な変化傾向は認められず、事態はすこぶる緩慢にしか動いていないとの印象を強くする。

(2) しかし、同じデータを使って地域分析を行うと様相は一変し、次の諸点を確認できた。第1に、自作地は西ビサヤで微減がみられた以外全国どこでも増大し、とくにミンダナオ島を中心にセブ島、ネグロス島、パラワン島、ミンドロ島、ルソン島北部と南部で積極的拡大がみられたこと、第2に、小作地は、従来の高小作地率地帯の中部ルソンと西ビサヤで大幅減少をみたが、その他の地域ではすべて増大し、とくにミンダナオ、東ビサヤ、ビコールでは自作地の増加率を上回るペースで増え続けたこと、第3に、分益小作制を基礎とする小作制度にも大きな変化があり、とくに中部ルソンと西ビサヤでは分益制から定額制への移行がかなり進んだこと、その一方で南タガログ、ビコール、東ビサヤでは分益小作制がいっそう増大する傾向にあること、である。

(3) この20年間の変化を小作地率の増減でみると、1960年当時すでに小作地率が高かった中心的農業地域では小作地率が低下傾向にあるが、その周辺部では逆に増加傾向にあるという構造が浮かび上がってくる。

このような確認も、実は、データが作物別になっていないこと、加えて自

小作地と準自作地が対比不能であることから、正確さに欠けることは否定できない。ために、なぜそうなるのか、そのことの意味は何かといった疑問に対してここで直ちに追求することは差し控えざるをえなかった。にもかかわらず、本章の目的との関連でいうと、農業商業化はやはり土地制度に大きな影響を与えていると結論できよう。ただ、その検討は地域別に行われなければならない。それによって初めて、上に確認したような諸点や傾向を支えている要因とその意味の追求が可能になると考えられるからである。

〔注〕 _____

- (1) Dalrymple, Dana G., *Development and Spread of High Yielding Rice Varieties in Developing Countries*, ワシントン, USAID, 1986年, 第3.18表, 60ページ。
- (2) 梅原弘光「フィリピンにおけるトウモロコシ生産の展開——農業関連産業と農民の組織化——」(梅原弘光編『東南アジア農業の商業化』アジア経済研究所, 1989年)。
- (3) 滝川勉「1980年代フィリピン農村における商品経済の進展と土地所有の変化」(同上書) 8～10ページ。
- (4) Bautista, Germelino M., *A Survey of Leasehold Arrangements in Philippine Agriculture*, ラグナ, Institute of Agrarian Studies, 1988年, 5～8ページ。
- (5) Bureau of Census and Statistics, *Census of the Philippines 1960, Agriculture* (Vol. II, Summary Report), マニラ, 1965年, および National Census and Statistical Office, *1980 Census of Agriculture, National Summary* (Vol. II, Final Report), マニラ, 1986年。なお、これら二つのセンサスの間に1971年センサスが存在するが、これを加えると数字の解釈が複雑化するので、本章では除外した。
- (6) Morgan, M.B., “Agrarian Structure,” M. Pacione編, *The Geography of the Third World: Progress and Prospect*, ロンドン, Routledge, 1988年, 85～88ページ。
- (7) Schultz, Theodore W., *Transforming Traditional Agriculture*, ニューヘブレン, Yale University Press, 1965年, 3～4ページ。
- (8) 形態別農場とは、単独の経営者によって保有され、経営の主力作物によって分類された、農舎、納屋などを伴う農地を指す。したがって、形態別農場面積は作付面積とは異なるのが普通である。なお、フィリピンのセンサスにおける

農場規定については第3節を参照されたい。

- (9) 石川滋「アジア農村雇用問題——農業生産内部での解決の可能性——」(『経済研究』第30巻第2号, 1979年4月) 149ページ, 第1表。
- (10) 同上。
- (11) 1960年農業センサスにおける水稻第1期作全国平均収量。
- (12) Boserup, Ester, *The Conditions of Agricultural Growth*, シカゴ, Aldine Publishing Co., 1965年, 28~42ページ。
- (13) 梅原弘光「フィリピンにおける土地所有権確定事業に関する一考察——アメリカ統治下の事業展開を中心として——」(『アジア経済』第17巻第1・2号, 1976年1・2月) を参照。
- (14) 同上論文, 69~70ページ。
- (15) 本章で自作地率という場合には, とくに断らないかぎりセンサス中の完全自作農 (full owner) の農場面積比率を指すのであって, そこには自小作農あるいは準自作農の自作地部分は含まれない。小作地率の場合も同様である。
- (16) アガッド (agad) とは, 分益小作制のもとで農民に認められている慣行で, 小作人が収穫前に圃場の稲を一部刈り取って消費に当てることであり, ラシオン (rasyon) とは地主が端境期に小作農に対して行う食糧の配給のこと。
- (17) 梅原弘光「フィリピン農業発展における地主の役割 (I)」(『アジア経済』第11巻第4号, 1970年4月) 114~115ページ。
- (18) 梅原弘光「フィリピン農業発展における地主の役割 (II)」(『アジア経済』第12巻第2号, 1971年2月) 67ページ。
- (19) Bautista, 前掲書, 2~5ページ。
- (20) McLennan, M.S., "Land and Tenancy in the Central Luzon Plain," *Philippine Studies*, 第17号第4号, 1969年10月, 676ページ。
- (21) 同上論文, 678ページ。
- (22) Bautista, 前掲書, 1ページ。
- (23) 梅原「フィリピンにおける……地主の役割 (I)」115ページ。
- (24) 滝川勉『戦後フィリピン農地改革論』アジア経済研究所, 1976年, 22~23ページ。
- (25) 野沢勝美「アキノ政権の農地改革」(『アジアトレンド』第48号, 1989年) 71ページ, 第1表。
- (26) 1980年農業センサスによると, 米とトウモロコシの農場面積は571万700ヘクタール, 小作地面積は149万4100ヘクタールであった。
- (27) 野沢, 前掲論文, 第1表。
- (28) National Economic and Development Authority (NEDA), *Medium-Term Philippine Development Plan 1987-1992*, マニラ, 1986年, 95~96ページ。
- (29) 梅原弘光「フィリピンの農地改革と農民——中部ルソンの1米作ハシエンダ

- の事例を中心として——」（『アジア研究』第26巻第1号，1979年4月）。
- (30) Rice and Corn Production Act (Republic Act 2084) .
- (31) Bueno, A.J., H.C. dela Cruz, Jr. and T.F. Padolina, “Rice Improvement at MRRTC,” *Plant Industry Bulletin*, 1987年1月，4ページ。
- (32) IRRI, *Annual Report 1967*, ロスバニョス，1968年。
- (33) 梅原弘光「1970年代フィリピンの農業変化——種子・投入・融資をめぐる変化を中心にして——」（アジア・低開発地域農業問題研究会編『第三世界農業の変貌』勁草書房，1986年）20～22ページ。
- (34) Dalrymple, 前掲書，60ページおよびBureau of Agricultural Statistics, *Rice Statistics Handbook*, ケソンシティ，1989年，19ページ。
- (35) Republic of the Philippines, *Food and Nutrition Plan (Objectives and Strategies)*, マニラ，1980年。
- (36) 梅原「トウモロコシ生産……」209～216ページ。
- (37) Troughton, M.J., “Farming Systems in the Modern World,” M. Pacione 編, *Progress in Agricultural Geography*, ロンドン，Croom Helm, 1986年，93，100～104ページ。
- (38) Courtenay, P.P., *Plantation Agriculture*, ロンドン，G. Bell & Sons, Ltd., 1971年，7～9ページ。
- (39) 梅原「1970年代フィリピン……」7～8ページ。
- (40) Bureau of Agricultural Statistics, 前掲書，87ページ。
- (41) 梅原「1970年代フィリピン……」10～12ページ。
- (42) NEDA, *Philippine Statistical Yearbook 1987*, マニラ，1987年，289ページ。
- (43) Bureau of Census and Statistics, 前掲書，xiページ。
- (44) 同上書，xiiページ。
- (45) National Census and Statistics Office, 前掲書，xviページ。
- (46) 自小作地と準自作地はカテゴリーが異なるので，このように対比して面積の増減をいうのは正しくない。第4表を作成するうえで万やむをえず対比したが，全く無意味である。